

# 静岡県ライフル射撃協会 会則（2026年4月1日施行）

## 第1章 総則

（名称）

第1条 この会は、静岡県ライフル射撃協会という。

（事務所）

第2条 この会は、事務局を静岡県島田市金谷泉町16番地の5 澤戸 覚方におく。

（目的）

第3条 この会は静岡県のライフル射撃会を統括し、代表する団体として、ライフル射撃スポーツの普及と競技力向上を図り、ライフル射撃スポーツを通じて県民の心身の健康や豊かな人間性の涵養に資することを目的とする。

（事業）

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一、ライフル射撃の普及および指導養成に関すること。
- 二、ライフル射撃に関する選手権大会の開催およびその他の競技会等の開催、講習会の開催。
- 三、ライフル射撃競技規則、銃砲刀剣類所持等取締法その他関係法令遵守の指導
- 四、ライフル射撃に関する国内大会等に対する代表参加者の選定および派遣。
- 五、日本ライフル射撃協会に対して、静岡県のライフル射撃界を代表して加盟すること。
- 六、静岡県スポーツ協会等に対して、静岡県のライフル射撃界を代表して加盟すること。
- 七、日本ライフル射撃協会及び都道府県ライフル射撃協会、その他関係諸団体との連携と協調
- 八、ライフル競技の国内大会への競技役員及び技術役員の派遣
- 九、その他、前条の目的を達成するため必要な事業。

（事業年度）

第5条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（会則の変更）

第6条 この会則は、理事会及び総会において、各々の現在数の3分の2以上の議決を受けなければ変更することが出来ない。

## 第2章 会員

（会員）

第7条 この会の会員は、次のとおりとする。

- 一、一般会員：この会の目的に賛同し、入会登録を行った者
- 二、生徒会員：この会の目的に賛同し、入会登録を行った小学生、中学生、高校生
- 三、学生会員：この会の目的に賛同し、入会登録を行った大学生
- 四、名誉会員：この会に対し特に功労のあった個人で、総会の議決を経た者

(入会)

第8条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

二、名誉会員は、理事会において任期を定め、たうえで選任することができる。

三、入会金は、次のとおりとする。

一般 10,000円

学生 5,000円

生徒 1,000円

四、名誉会員は、入会金を納めることを要しない。

(会費)

第9条 この会の会費は、次のとおりとする。

一般 年間 12,000円

学生 年間 6,000円

生徒 年間 2,000円

二、名誉会員は、会費を納めることを要しない。

三、会費の納期限は、日本ライフル射撃協会の規定に準ずる。

四、既納の会費は、いかなる理由があっても返還しない。

(入会の不承認)

第10条 理事会は入会申込者について、次の事項が認められた場合には、入会を承認しないことができる。

一、入会申し込みの際届出事項、添付書類に虚偽の記載、偽造された書類が認められた場合

二、申込者が過去の日本ライフル射撃協会所属の他県ライフル射撃協会から除名となっている場合

三、その他の理由により、申込者を会員として承認することが不相当と認められる場合

(退会・資格の喪失)

第11条 会員が、退会しようとするときは、その理由を付した退会届を会長に提出しなければならない。

二、会員が、退会しようとするときは、退会届を理事会に提出し、任意に退会することができる。

三、会員は、退会したとき、会費を納入しないとき、死亡もしくは失踪宣告を受けたとき、除名されたときに会員資格を喪失する。

(除名)

第12条 会長は会員が次の各号の一に該当するときは理事会の議決を経て、除名することができる。

一、この会の会員としての義務に違反したとき。

二、この会の名誉に傷つけたとき。

三、この会の目的に違反する行為があったとき。

- 四、会費を1年以上滞納したとき。
- 五、年2回以上競技会に出席しないとき。

### 第3章 組織

#### (役員)

第13条 この会には、次の役員をおく。

- 一、会長1名
- 二、副会長1名
- 三、理事10名以上15名以内（内、理事長1名、副理事長1名、事務局長1名とする）
- 四、監事2名以内

#### (役員を選任)

第14条 理事および監事は、総会でこれを選任し理事は、互選で理事長、副理事長及び事務局長を定める。

#### (理事の職務)

第15条 理事は、この会の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

- 一、理事長は、この会の業務を統理し、会を代表する。
- 二、副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、または欠けたときにその業務を代理し、またその業務を行う。
- 三、理事は、理事会を組織しこの会の業務を議決し執行する。

#### (監事の職務)

第16条 監事は、この会の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

- 一、会の財産の状況を監査すること。
- 二、理事の業務執行の状況を監査すること。
- 三、財産の状況または業務の執行について不正の事実を発見した時は、これを理事会及び総会に報告すること。

#### (役員任期)

第17条

- 一、この会の役員任期は、2年とし再任を妨げない。
- 二、補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 三、役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは、尚その職務を行う。

#### (役員解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び総会において議決し、理事長がこれを解任することが出来る。

- 一、心身の故障のため職務の執行にたえないと認められたとき。
- 二、職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められたとき。

## 第4章 総会・理事会

(理事会の招集等)

第19条 理事会は、理事現在数の2分の1以上のものが出席しなければ、会議を開き議決することができない。ただし当該事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示したものは、出席者とみなす。

二、理事会の議決は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(総会の招集)

第20条 総会は、会員をもって構成し、通常総会は、毎年1回以上理事長が招集する。

二、臨時総会は、理事会で必要と認めたとき、理事長が招集する。

三、総会の議長は、理事長とする。

(総会の定足数)

第21条 総会は、会員数の2分の1以上のものが出席しなければ、会議を開き議決することができない。ただし当該事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示したものは、出席者とみなす。

二 総会の議事は、会員である出席理事の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

## 第5章 会計

(資産の構成)

第22条 この会の資産は、次のとおりとする。

- 一、入会金および会費
- 二、資産から生じる果実
- 三、事業に伴う収入
- 四、寄付金品
- 五、その他の収入

(事業計画および収支予算)

第23条 この会の事業計画およびこれに伴う収支予算は、理事長と事務局長が編成し理事会及び総会の議決を経なければならない。変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第24条 この会の収支決算は、事務局長と理事長が作成し、事業報告に監事の意見書をつけ、理事会及び総会の承認を受けなければならない。

二、この会の収支決算に剰余金があるときは翌年度に繰り越すものとする。

(事務手続き報酬)

第 25 条 この会の事務手続きにかかわる報酬を、次の通り定める。

- 一、事務手当を 300,000 円とし、事務局員に支払う。
- 二、県ラホームページ管理費を 20,000 円とし、ホームページ管理者に支払う。
- 三、日ラへ記録通達費用を 60,000 円とし、記録報告、通知係に支払う。

## 第 6 章 競技会派遣

(競技会派遣)

第 26 条 選手の競技会への派遣については、次の通り支援する。

### 一、大会遠征

県ラが指定する G1 及び G2 グレード大会への出場は、エントリーフィー、交通費、宿泊費について全額援助する。宿泊期間は、競技日の前日から競技日の翌日までを認める。G3 及び G4 の県外大会については、交通費片道分、宿泊費半額分を支給するものとする。

### 二、国民スポーツ大会東海ブロック大会静岡県代表選手

東海ブロック大会に静岡県代表選手として参加する選手については、エントリーフィー、交通費、宿泊を全額援助する。また、エアライフル、エアピストル選手については、エア弾を 2,500 発、50m 代表選手については、SB 弾を 20,000 円分援助する。監督については、交通費、宿泊費、日当を支給する。

### 三、国民スポーツ大会本大会静岡県代表選手

国民スポーツ大会本大会に代表選手として参加する選手については、ユニフォーム代金、食事代、エントリーフィー、交通費、宿泊費を全額援助する。また、エアライフル、エアピストル選手については、エア弾を 5,000 発または、選手が指定する銘柄の弾 (20,000 円以内)、50m 代表選手については SB 弾を 50,000 円分援助する。監督については、交通費、宿泊費、日当を支給する。

### 四、国際大会

県ラ会員が国際大会に参加する場合、餞別金を次の通り決定する。

- |              |           |
|--------------|-----------|
| 交通費が支給される場合  | 30,000 円  |
| 交通費が支給されない場合 | 100,000 円 |

## 第 7 章 選手強化

(選手強化)

第 26 条 県ラ主催の強化事業を下記の通り実施する。

一、県ラ主催の強化練習会では、参加者の射場使用料を静岡県からの強化費援助から全額支出し、選手は負担しないこととする。

二、強化合宿参加者に補助金として支給される交通費については、藤枝射撃場で開催される場合は全額、静岡県ライフル射撃協会へ寄付するものとする。ただし、県外射撃場で開催される強化練習会においては、選手に往復分の交通費を支給する。

三、強化練習会参加者には、エア弾（上限 2,500 発）、SB 弾（上限 20,000 円）、BB 弾（上限 50,000 円）の補助をする。

## 第8章 役員派遣

（役員派遣）

第 26 条 県ラが会員に依頼する出張や会合、大会役員派遣については、下記の通り実施する。

一、支払い対象は、日ラ及び県ラの事業計画に掲載されているものとする。

二、会合、役員派遣の日当は 1 日 2,000 円とする。

三、出張の場合、自宅最寄り駅から目的地の最寄り駅、バスの停留所までの往復分旅費を支払う。

四、宿泊する場合は、1 泊につき上限 11,800 円まで県ラが負担する。

五、日ラ審判員ユニフォーム購入時、個人負担費用の半額を（50%）を県ライフル協会が負担する。ただし購入者は、購入の意志を事前に事務局に届け出、理事長の許可後、購入し、負担金額は、領収書明細を事務局にて審査し、内容を吟味の結果理事会に報告、承認を得るものとする。

## 第9章 推薦

（年少射撃、AP、SB、BB 所持に関する推薦規定）

第 27 条 推薦を得ようとする者は、日本ライフル射撃協会の規定に従って申し込み、理事会によって協議の上承認する。なお、日本ライフル射撃協会基準の他、県ラとして次の基準を定める。

一、競技歴が 1 年以上経過した者

二、年間 2 回以上の競技会に参加している者

三、理事会の承認を得た者

四、ライフル射撃に関する講習会を受講している者

# 静岡県ライフル射撃協会旅費規程

(目的)

第一条 この規定は、静岡県ライフル射撃協会（以下「本会」という。）が招集または派遣する競技会、会議及び研修等の旅費に関することを定める。

(旅費)

第二条 本会が旅行を命令した者に支給する旅費は次の表のとおりとする。

区分	支給額	備考
交通費	実費	
急行・座席指定料金	新幹線で3駅以上の場合	実際に使用した場合のみ
宿泊料	11,800円を上限とする	
日当	2,000円	

\* ただし、競技会、会議ごとに金額を定めることも考えられる。

(その他)

第三条 この規定に定めのない事項及びこの規定によりがたい事項については本会がその都度決定し支給する。

2026年4月1日  
静岡県ライフル射撃協会  
会長 西原 明美  
事務局長 澤戸 寛